

令和元年7月2日

LINEモバイル株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、LINEモバイル株式会社（以下「LINEモバイル」といいます。）に対し、同社が供給する「エントリーパッケージ」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 LINEモバイル株式会社（法人番号 8011001109763）  
所在地 東京都新宿区新宿四丁目1番6号  
代表者 嘉戸 彩乃  
設立年月 平成28年2月  
資本金 129億1003万円（令和元年6月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「エントリーパッケージ」と称する商品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間

(ウ) 表示内容（表示例：別紙）

「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、対象商品は、LINEモバイルが提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

LINEモバイルが提供する移動体通信役務のうち「LINEフリープラン」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時

には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかった。

ウ 打消し表示

前記アの表示と同一のウェブページの下部に表示した「よくある質問」に、「エントリーパッケージとは何ですか？」と表示し、当該表示をクリック又はタップすると、「※データSIM（SMS付き）または音声通話SIMをお申し込みできます。」と表示されるようにしていたが、当該表示は

(ア) 「データSIM」と称する役務の申込みにはエントリーコードを使用できないということを直接的に表示したものではない

(イ) 「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」等の表示とは離れた箇所に小さな文字で表示されているものであり、回答に係る表示は質問に係る表示をクリック又はタップしなければ表示されないものである

ことから、一般消費者が前記アの表示から受ける対象商品の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

## 表示例 自社ウェブサイト

 SNS使い放題 新・月300円キャンペーン
×

☰
 申し込む

---

エントリーパッケージ
▼

---

エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。



ステップ1

## エントリーパッケージを購入

Amazonのウェブサイトや取り扱い店舗などご購入いただけます。

□エントリーパッケージは、LINEモバイルウェブサイトからのお申し込みでのみご利用いただけます。

## 取り扱いウェブサイト一覧

<small>こちらで販売中</small> 	
	
	
	
	
	

[取り扱い店舗を確認する](#)



### ステップ2

## エントリーパッケージ受け取り

裏面に記載の案内をご確認の上、エントリーパッケージを開封してください。



- このエントリーパッケージはサンプルです。
- ご購入いただいた場所でデザインが異なります。
- SIMカードは同梱されておりません。



### ステップ3

申し込みページで  
エントリーコードなど  
必要事項を入力し、  
申し込み完了

LINEモバイル ウェブサイトの申し込みページで「コードを使用して申し込み」をチェックし、エントリーパッケージの中間に記載されている16桁のエントリーコードを必ずご入力ください。エントリーコードを利用してお申し込みすることで、登録事務手数料が不要となります。

申し込み内容選択のページに進みましたら、ご契約したいプランなど（端末購入の場合は端末も）を選択し、必要情報をご入力ください。

**中面**  
お申し込み前に準備するもの  
お申し込み前に必ずご確認ください。次のページに記載の手順に沿ってお申し込みください。

- 1. 本人確認書類**  
運転免許証や保険証・パスポートなど、本人確認書類の写しをこちらまでご提出ください。  
<https://mobile.line.me/support/document/>
- 2. QRコード**  
お支払いに使うクレジットカード、LINE PayやPayPayまたはLINE Pay決済がご利用できます。  
\*LINE PayやPayPayはLINE Payアカウントにクレジットカードが登録されている場合にのみです。
- 3. メールアドレス**  
必要事項を記入し、LINEモバイルのスマートフォンで閲覧できるメールアドレスをご入力ください。  
\*LINEモバイルはメールアドレスを公開しません。
- 4. MNP予約番号(他社から番号そのままでお乗り換えの方のみ)**  
他社から番号そのままで乗り換えまたはお申し込みの際は必ずご入力ください。  
現在契約している携帯番号は他社からMNP予約番号の取得が可能です。  
お申し込みには予約番号と他社契約の解除が必要となります。  
※他社の電話番号でのご申し込みはできません。

**お申し込み手順**  
お申し込みはウェブサイトで行います。

- 1. ウェブサイトへアクセス**  
お申し込みページにアクセスして手順をご確認ください。  
お申し込みボタンを押してください。  
<https://mobile.line.me/sign/>
- 2. エントリーコードを入力**  
お申し込み画面でエントリーコードを入力することで登録事務手数料が不要となります。  
\* エントリーコードには有効期限があります。ご注意ください。  
\* 一度お申し込みが完了したエントリーコードは再利用できません。  
\* 本人確認書類のアップロードは必須です。  
\* LINE PayやPayPayはLINE Payアカウントにクレジットカードが登録されている場合にのみです。  
\* 電話番号はLINEモバイルのスマートフォンで閲覧できるメールアドレスを入力してください。  
\* 電話番号はLINEモバイルのスマートフォンで閲覧できるメールアドレスを入力してください。
- 3. 必要事項を入力**  
ご契約したいプランや端末を選択し、お申し込みを進めてください。  
MNP予約番号やSIMカードのタイプを選択し、お申し込みを進めてください。
- 4. 申し込み完了**  
本人確認が完了後、お申し込みが完了します。新しいSIMカードが到着しているマニュアルに沿って設定することでご利用いただけます。  
MNP予約番号はSIMカードの到着後に開通手続きが必要です。

□このエントリーコードはサンプルです。  
□エントリーコードには有効期限がありますので、ご注意ください。  
□一度お申し込みが完了したエントリーコードは再利用できません。

## 申し込み

お申し込みが完了し、本人確認完了後、数日程度でSIMカードをお届けします。  
届いたSIMカードに同梱されているマニュアルに沿って設定することでLINEモバイルをご利用いただけます。  
SIMカード発行手数料は別途発生いたします。

## よくある質問

エントリーパッケージとは何ですか？

Amazonウェブサイトや、ビックカメラやヨドバシカメラ等のウェブサイト・店舗で購入できる、16桁のエントリーコードが記載された紙のパッケージです。

記載してあるエントリーコードをLINEモバイルウェブサイトに入力してお申し込みを行うことにより、登録事務手数料3,000円（税抜）が無料になります。

※エントリーパッケージにSIMカードは付いていません。

※データSIM（SMS付き）または音声通話SIMをお申し込みできます。

※エントリーパッケージの購入には費用がかかります。

※エントリーパッケージの購入金額については各ウェブサイトにてご確認ください。  
※購入場所によりパッケージデザインが異なる場合がありますが、エントリーコードの有効期限が切れていなければご使用は可能です。  
※「音声通話SIMエントリーパッケージ」および「データSIM（SMS付き）エントリーパッケージ」をお持ちでも、ウェブサイトからどちらのタイプも申し込みができます。

エントリーコードとは何ですか？



エントリーコードはどこで入手できますか？



エントリーパッケージに有効期限とありますが、何の有効期限でしょうか？



## サポートトップへ

わからないことがあったらこちらをチェック

[サイトマップ](#) | [採用情報](#) | [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) |  
[特定商取引法について](#) | [商標について](#)

© LINE MOBILE

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

**(権限の委任等)**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

**○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）**

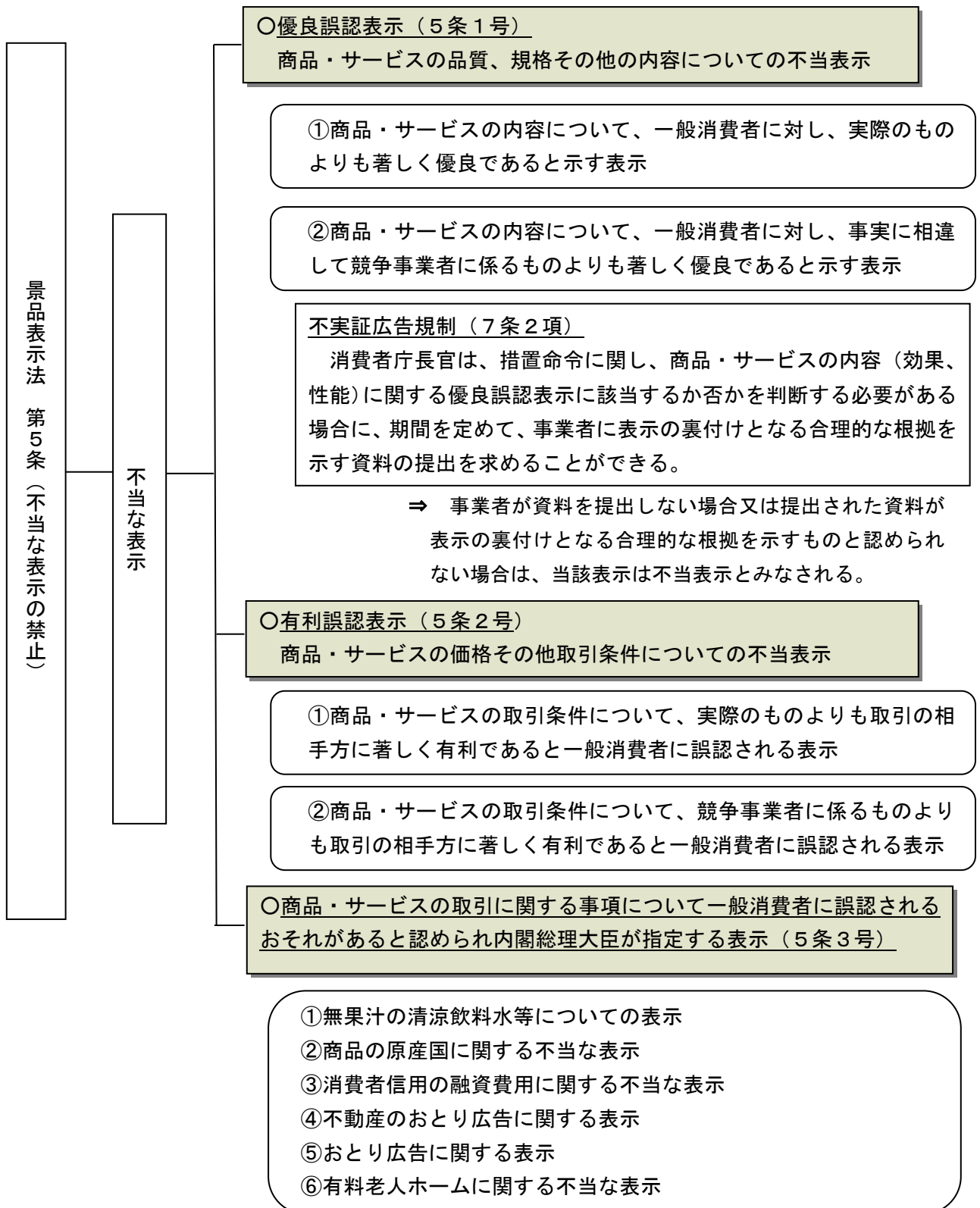
(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。



## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第315号  
令和元年7月2日

LINEモバイル株式会社  
代表取締役 嘉戸 彩乃 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「エントリーパッケージ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、本件商品は、貴社が提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品は、貴社が提供する移動体通信役務のうち「LINEフリープラン」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反すること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を

行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) LINEモバイル株式会社（以下「LINEモバイル」という。）は、東京都新宿区新宿四丁目1番6号に本店を置き、仮想移動体通信事業、通信端末の販売業等を営む事業者である。
- (2) LINEモバイルは、他の販売事業者を通じて、本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) LINEモバイルは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) 本件商品は、LINEモバイルが提供する移動体通信役務について、一般消費者がウェブサイト経由で申込みを行う場合に申込時の登録事務手数料の割引を受けられるとされる「エントリーコード」と称する16桁の英数字の羅列（以下「エントリーコード」という。）が記載されたものである。
- (5)ア LINEモバイルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年11月14日から平成31年1月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」と表示することにより、あたかも、本件商品は、LINEモバイルが提供する全ての移動体通信役務に係る申込時の登録事務手数料が不要となるものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件商品は、LINEモバイルが提供する移動体通信役務のうち「LINEフリープラン」と称するプランの「データSIM」と称するサービスタイプに係る申込時には使用できず、当該役務に係る申込時の登録事務手数料については不要となるものではなかった。

ウ なお、LINEモバイルは、前記アの表示と同一のウェブページの下部に表示した「よくある質問」に、「エントリーパッケージとは何ですか？」と表示し、当該表示をクリック又はタップすると、「※データSIM（SMS付き）または音声通話SIMをお申し込みできます。」と表示されるようにしていたが、当該表示は

(ア) 「データSIM」と称するサービスタイプの申込みにはエントリーコードを使用できないということを直接的に表示したものではない

(イ) 「エントリーパッケージを事前にご購入いただくことで、お申し込み時に必要な登録事務手数料が不要となります。」等の表示とは離れた箇所に小さな文字で表示されているものであり、回答に係る表示は質問に係る表示をクリック又はタップしなければ表示されないものである

ことから、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の内容に関する認識を打ち消すものではない。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、LINEモバイルは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

##### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。